

日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準の改正

新旧対照表（案）

改正前	改正後
（認可の方針） 第2条 各種学校の認可を受けることのできる日本語教育機関は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。 (1)、(2) 略 (3) 認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）に定める基準を満たしていること。 (4)～(6) 略 （10月から収容定員に係る学則を変更する場合の計画書の提出等） 第6条 10月から収容定員に係る学則を変更する場合については、前2条の規定を準用する。この場合において、「開設」及び「設置」は「学則変更」と、「日本語教育機関を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と読み替える。 2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、第4条の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。 3 前項の場合にあつては、前条の規定にかかわらず、学則変更予定年度の<u>前年度の12月末</u>までに認可申請書を知事に提出しなければならない。	（認可の方針） 第2条 各種学校の認可を受けることのできる日本語教育機関は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。 (1)、(2) 略 (3) 認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）に定める基準を満たしていること。<u>ただし、収容定員に係る学則変更の認可については、令和11年3月31日までは、日本語教育機関の告示基準（平成28年7月22日法務省入国管理局策定）に定める基準を満たしている場合を含む。</u> (4)～(6) 略 （10月から収容定員に係る学則を変更する場合の計画書の提出等） 第6条 10月から収容定員に係る学則を変更する場合については、前2条の規定を準用する。この場合において、「開設」及び「設置」は「学則変更」と、「日本語教育機関を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と読み替える。 2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、第4条の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。 3 前項の場合にあつては、前条の規定にかかわらず、学則変更予定年度の<u>5月末</u>までに認可申請書を知事に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。